

○ 執行部における議会对応の見直し事項

(令和8年7月14日) ※知事定例記者会見で発表

1. 常任委員会・特別委員会開会前の挨拶

見直し前

- 委員会開催前に各委員に対し、部長等が挨拶している

見直し後

- 廃止
- 連絡や調整事項がある場合は、開会前に部長が正副委員長に確認を行う

2. 常任委員会・特別委員会における委員会室での挨拶

見直し前

- 一部の委員会において、委員が会議室に入室する際、執行部は起立のうえ挨拶し、委員が着座するまで、執行部は着座しない

見直し後

- 委員が入室するたびに起立して挨拶しない

3. 常任委員会・特別委員会における 説明・答弁時の起立

見直し前

- 委員会で説明・答弁する際、挙手して委員長から指名された後、起立して説明・答弁を行っている
- 委員長から着座を促されるまで、立ったまま説明・答弁を行っている

見直し後

- 委員長から指示がない場合、挙手した後、着座したまま議案等の説明・答弁を行う

4. 常任委員会・特別委員会閉会後の対応

見直し前

- 閉会后、委員の退出を見送り、または、廊下で委員が通り過ぎるのを待っている

見直し後

- 閉会后は見送りを行わず、直ちに退室
- 廊下で委員が通り過ぎるのを待つことはしない

5. 行事・委員会視察等における出迎え・見送り対応

見直し前

- 知事や議長が参加する行事等において、幹部職員が駐車場に出向いて出迎え・見送りを行っている

見直し後

- 駐車場まで出向いての出迎え・見送りは不要

6. 議員を訪問する際の対応



7. 議員側の用件で執行部に相談がある場合の対応



8. 議員の呼称



○ 県議会と執行部における儀礼的慣行の見直し事項

(令和7年5月9日)

1. 新任の常任・特別委員会正副委員長、委員への挨拶

見直し前

- 本庁幹部職員が委員会室前の廊下で待機し、選任後に挨拶

見直し後

- 挨拶する職員を部長等に限定
- 委員会室内で挨拶
- ※令和8年9月2日再見直し

2. 委員会開催前後の挨拶回り

見直し前

- 委員会開催前に各委員に対し、部長等及び関係課長が挨拶
- 一部の委員会において終了後に廊下に整列し、課長以上が委員を見送り

見直し後

- 挨拶する職員を部長等に限定
- 終了後の廊下での見送りは行わない
- ※令和8年9月2日再見直し

3. 提出予定議案等事前説明

見直し前

- 資料を紙で持参したうえで、議会棟のほか、県議事務所に出席して説明

見直し後

- 資料をデータ送付したうえ、議会棟で説明
- ※令和8年9月2日再見直し

4. 委員会管内・管外視察の際の見送り・出迎え

見直し前

- 管内・管外視察における空港、駅などの発着場所で幹部職員が発着時に見送り、到着時に出迎え

見直し後

- 管内、管外問わず、見送り、出迎えを行わない

5. 予算・決算特別委員会質疑における要求資料の配付説明

見直し前

- 委員からの要求後、委員長から担当課長に対し、その場で配付可能か確認がなされ、確認後、議会事務局から委員全員に資料配布後、説明

見直し後

- 事前に確認を行った上で、予め机上に配付（ペーパーレス化後は、事前にデータ化）

(令和7年7月4日)

1. 挨拶回り(新年)

見直し前

- ・ 年始に幹部職員が正副議長、関係県議などの事務所に出向き、挨拶回りを実施

見直し後

- ・ 県議事務所に出向く挨拶は実施しない

2. 挨拶回り(年度始め)

見直し前

- ・ 年度始めに幹部職員が正副議長、関係県議などの事務所に出向き、挨拶回りを実施

見直し後

- ・ 県議事務所に出向く挨拶は実施しない

3. 慶弔対応

見直し前

- ・ 議員及びその親族への香典、弔電、初盆参り等について、各部、各所属が判断し対応

見直し後

- ・ (知事部局)
知事、副知事のみが対応
- ・ (教育委員会、警察本部等)
知事部局の対応を踏まえ、各々判断

(令和8年9月2日) ※執行部から議会改革P Tに提案し、中間答申としてまとまる

1. 議会答弁後の挨拶

見直し前

- ・ 本会議、予算特別委員会・決算特別委員会の答弁後、質問した議員に対して、課長等がお礼の挨拶を行っている

見直し後

- ・ 答弁後の質問議員へのお礼の挨拶は実施しない

2. 常任・調査特別委員会の委員長互選時の挨拶

見直し前

- ・ 常任・調査特別委員会の委員改選、新任正副委員長互選時に委員会室内で挨拶している

見直し後

- ・ 委員改選時の挨拶は廃止

3. 委員会説明・発言時起立慣行

見直し前

- ・ 執行部の発言は起立して行い、委員長から着座を促されるまで、着座しない

見直し後

- ・ 委員及び執行部ともに、着座したまま発言する

4. 当初予算会派勉強会での各部説明時の対応

見直し前

- ・ 部長からの概要説明について、議員へのお礼の挨拶を述べた後、立ったまま説明を開始し、会派から着座を促されるまで、着座しない

見直し後

- ・ 部長のお礼の挨拶は行わず、説明・回答は座って行う

5. 議会への情報提供のあり方

見直し前

- ・ 見方によっては、事前の「根回し」や「調整」ととられかねない行為があり、執行部と議会がなれ合い・忖度しているという県民からの厳しい指摘があっている

見直し後

- ・ 確定した事実について、公表と同時に情報提供を行う

6. 提出予定議案等事前説明

見直し前

- ・ 会派内の役職や議長・副議長経験等を考慮し、提出予定議案等の公表前事前説明を行っている

見直し後

- ・ 県民から「調整(すり合わせ)を行っているのではないか」といった疑念を持たれないようにするため、今後は以下のとおりとする
- ① 議会の円滑な運営のため、議長、副議長、議会運営委員会委員長に対し、代表者会議前に資料を送付のうえ、説明する
- ② ①の説明後、交渉会派の代表者に対し、メールにて資料を送付する
- ③ その他の議員に対し、公表と同時に、メールにて資料を送付する
質問がある場合は、会派で質問を取りまとめ、執行部に対し問い合わせる

7. 提出予定議案等事前説明の手法

見直し前

- ① 「資料をデータ送付したうえ、原則として、議会棟で説明」に見直されたが、タブレットの携行がなされずペーパーレスでの説明ができていない
- ② 会派内の役職や議長経験等を考慮し、一部の議員のみに説明している

見直し後

- ① 説明時には議員はタブレットの携行を徹底
- ② 情報提供後、会派から執行部に対し、議案等の説明や質疑応答を希望する場合は、会派ごとに集合して行う

8. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明

見直し前

- ・ 全委員に対し議題を事前に説明している

見直し後

- ・ 県民から「調整(すり合わせ)を行っているのではないか」といった疑念を持たれないようにするため、今後は以下のとおりとする
- ① 委員会の円滑な運営のため、正副委員長に対し、委員会前に行われる正副委員長勉強会にて事前説明を行う
- ② ①の説明後、その他の委員に対し、メールにて資料を送付し、質問があれば回答する

9. 常任委員会・調査特別委員会委員への事前説明の手法

見直し前

- ・ 特に議会棟での説明時に、見直したはずのペーパーレスでの説明ができていない

見直し後

- ・ 説明時には議員はタブレットの携行を徹底

10. 資料等の提供

見直し前

- ① タブレットにデータ送付後、架電等により一報している
- ② 登録されていないアドレスへの送付を希望された場合はこれに応じている

見直し後

- ① 資料送付は一斉送信とし、架電を不要とする
- ② メールを送信先は登録しているアドレスに限定する

11. 議会棟における説明等

見直し前

- ・ 令和8年7月の見直しにより、事前アポ入れを原則としている

見直し後

- ・ アポ入れの連絡先を明確化する（議員ごとに議員事務所、会派受付等アポ入れ連絡先を指定）

12. 議会質問の趣旨確認

見直し前

- ・ 議会棟に出向き、質問の趣旨確認等を行っている

見直し後

- ・ 議員の了承があれば、電話またはメールでのやり取り等、臨機応変な対応とする

13. 委員会管内・管外視察における視察先の選定

見直し前

- ・ 委員会が指定した地域の中から執行部で視察先案を複数提示している

見直し後

- ・ 委員会において協議を行い視察先を決定し、議会事務局がその活動をサポートする

14. 委員会管内・管外視察における執行部の随同行

見直し前

- ・ 管内・管外視察に部長や課長が随行している

見直し後

- ・ 同行の必要性があれば、必要最小限の範囲内で同行する

15. 常任・調査特別委員会等懇親会

見直し前

- ・ おおむね4月（幹部人事異動）、1月（新年会）に常任・調査特別委員会委員長の主催で懇親会が開催されているが、事実上参加が義務的になっている

見直し後

- ・ 執行部の参加は年度内で1回のみとし、費用の総額を明示した上で、均等に負担し、参加は任意とする
また、執行部は二次会に参加しない

16. 執行部が事務局となっている議員連盟の対応

見直し前

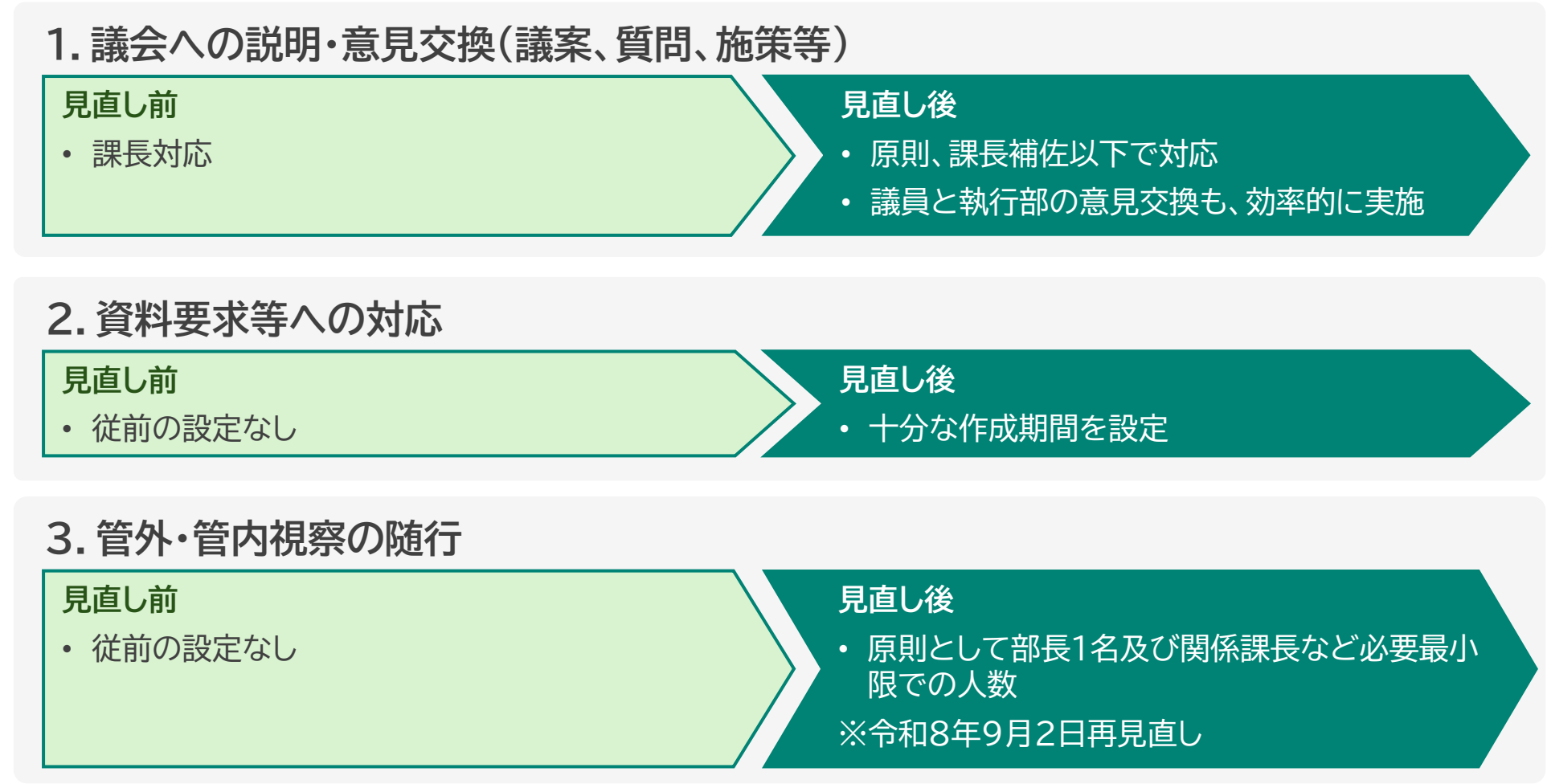
- ・ 一部の議員連盟において、執行部が事務局になっており、開催通知の送付、資料作成・印刷、会場設営、昼食の手配、会場へのアテンドを行っている
- ・ 現地視察においては、視察先との日程調整等を執行部が主体的に実施している

見直し後

- ・ 執行部が議員連盟の事務局を担う取扱いは廃止する
なお、今後の事務局のあり方については、人的体制にも関わることから、各議員連盟の活動内容及び事務局業務の実態を整理したうえで、執行部、各議員連盟の役員及び議会事務局の間で協議する

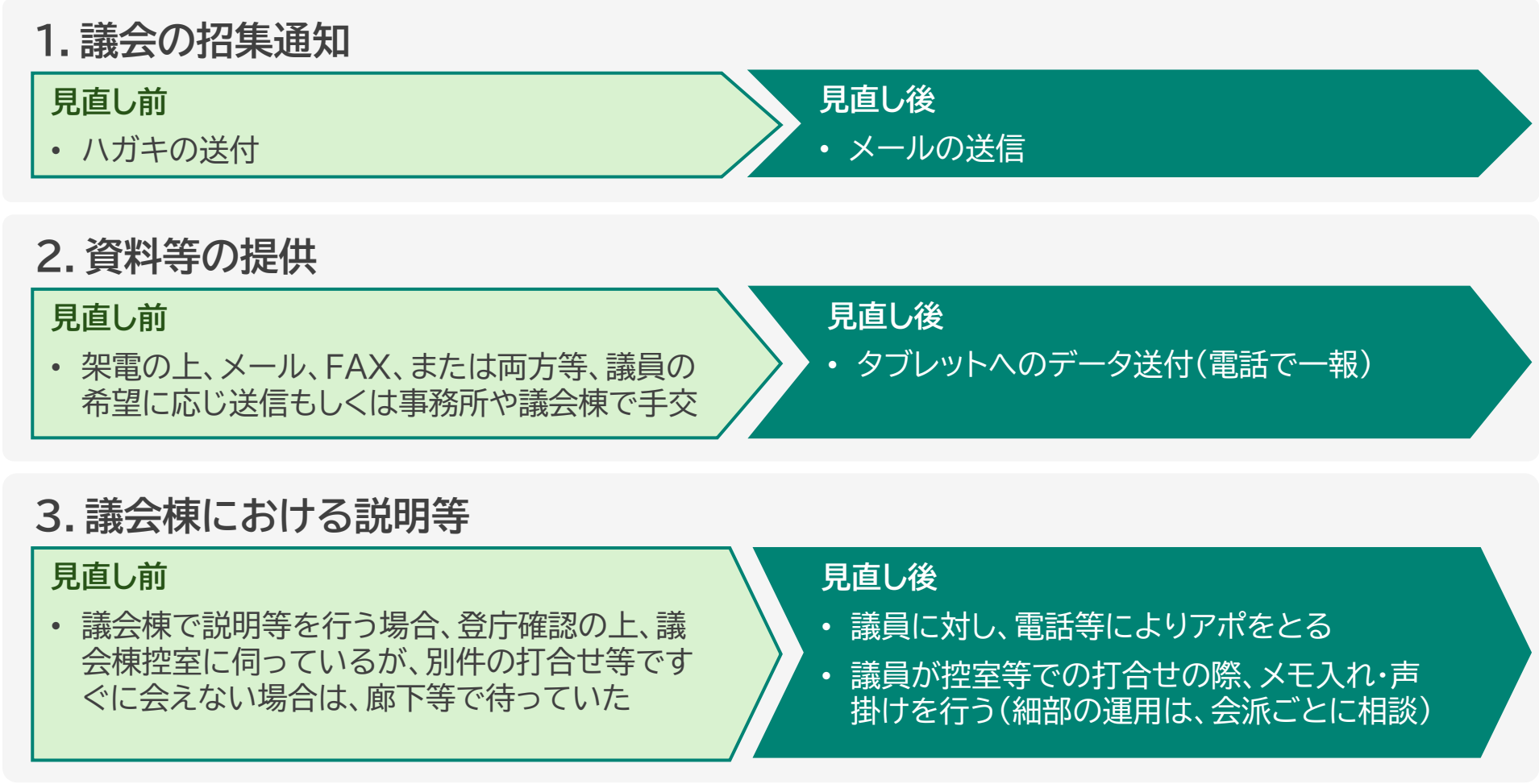
○ 職員の働き方改革に資する議会運営の見直し

(令和5年5月30日)



○ 県議会と執行部との新たな関係の構築

(令和7年6月23日)



(令和7年10月14日)

